

# 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 ジュニア普及事業助成金交付要項

## 1. 趣 旨

この要項は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「日本協会」という）が、都道府県グラウンド・ゴルフ協会（以下「都道府県協会」という）等が実施するジュニア層（小・中・高校生等）へのグラウンド・ゴルフの普及に資することを目的とした事業に対して、その事業実施に要する経費の一部を助成する助成金に関して必要な事項を定める。

## 2. 助成対象者

都道府県グラウンド・ゴルフ協会（日本協会加盟登録団体が実施する事業も対象とするが、申請及び報告は都道府県協会会长名で手続きする）。

## 3. 助成金の額

事業の実施に直接必要な経費の2／3とし、その限度額は30万円とする。

## 4. 助成対象経費

事業の実施に直接必要な経費（別紙「ジュニア普及事業助成金助成対象経費について」P57参照）。

## 5. 申 請

申請書<様式1>、予算書<様式2>、開催要項により申請する。

## 6. 報 告

事業終了後1ヶ月以内に、事業完了報告書<様式4>、プログラム等、決算書<様式5>、領収証（コピー可）により報告する（別紙「ジュニア普及事業助成金報告書等の取り扱いについて」P34 参照）。